

平成 19 年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

第 1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2. 外部監査の対象とした特定の事件(テーマ)

(1) 監査テーマ

県立病院の財務事務の執行及び管理運営について

(2) 監査対象機関

病院局総務課

県立心臓血管センター

県立がんセンター

県立精神医療センター

県立小児医療センター

3. 監査対象期間

主として平成 18 年度(自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日)、ただし、必要に応じて過年度分及び平成 19 年度分についても監査対象とした。

4. テーマ選定の理由

群馬県には、4 つの県立病院(心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター、小児医療センター)があり、各分野における高度・専門病院として県民の健康保持に寄与している。また、病院運営にあたっては、平成 16 年度から「県立病院改革ヴィジョン～日本一レベルの県立病院を目指して～」の目標の下、「医療水準」「患者サービス」「経営意識」の向上を目指し、それぞれの分野で県立病院を日本一のレベルにするため、ハード、ソフト両面において充実が図られているところである。

その一方で、病院事業への他会計からの「負担金交付金」は、直近 2 年間連続(予算ベース)で 62 億円が計上され、また、起債額も平成 18 年度は 117 億円が計上されており、現在、将来ともに県民負担の多い分野である。

このような実態にある県立病院事業の財務事務の執行が法令等に準拠して適正に執行されているか、また、その事務が地方自治法第 2 条第 14 項及び 15 項の趣旨(経

済性、効率性、有効性)を達成していくように運営されているかどうかについて監査する意義があると判断した。

5 . 監査の視点

- (1) 県立病院の運営が設置目的に沿って適切に運営されているか。
- (2) 県立病院は経済性、効率性の観点から、適切に運営されているか。
- (3) 受益者負担経費とその他の経費との区分は、適正に行われているか。
- (4) 財務事務の執行が関係法規に従って有効適切に運用されているか。
- (5) 入札及び随意契約制度は関係法規に従って適切に行われているか。
- (6) 施設設備及び備品の管理は関係法規に従って適切に行われているか。
- (7) 情報及び情報機器の利用に伴う管理は適切に行われているか。
- (8) その他

6 . 外部監査の実施期間

・平成 19 年 4 月 28 日～平成 20 年 2 月 5 日

・各機関別の主たる往査期間

総務課	平成 19 年 8 月 2 日～ 7 日
精神医療センター	平成 19 年 8 月 23 日～ 28 日
小児医療センター	平成 19 年 9 月 4 日～ 11 日
心臓血管センター	平成 19 年 9 月 19 日～ 25 日
がんセンター	平成 19 年 10 月 10 日～ 16 日

7 . 包括外部監査人及び補助者

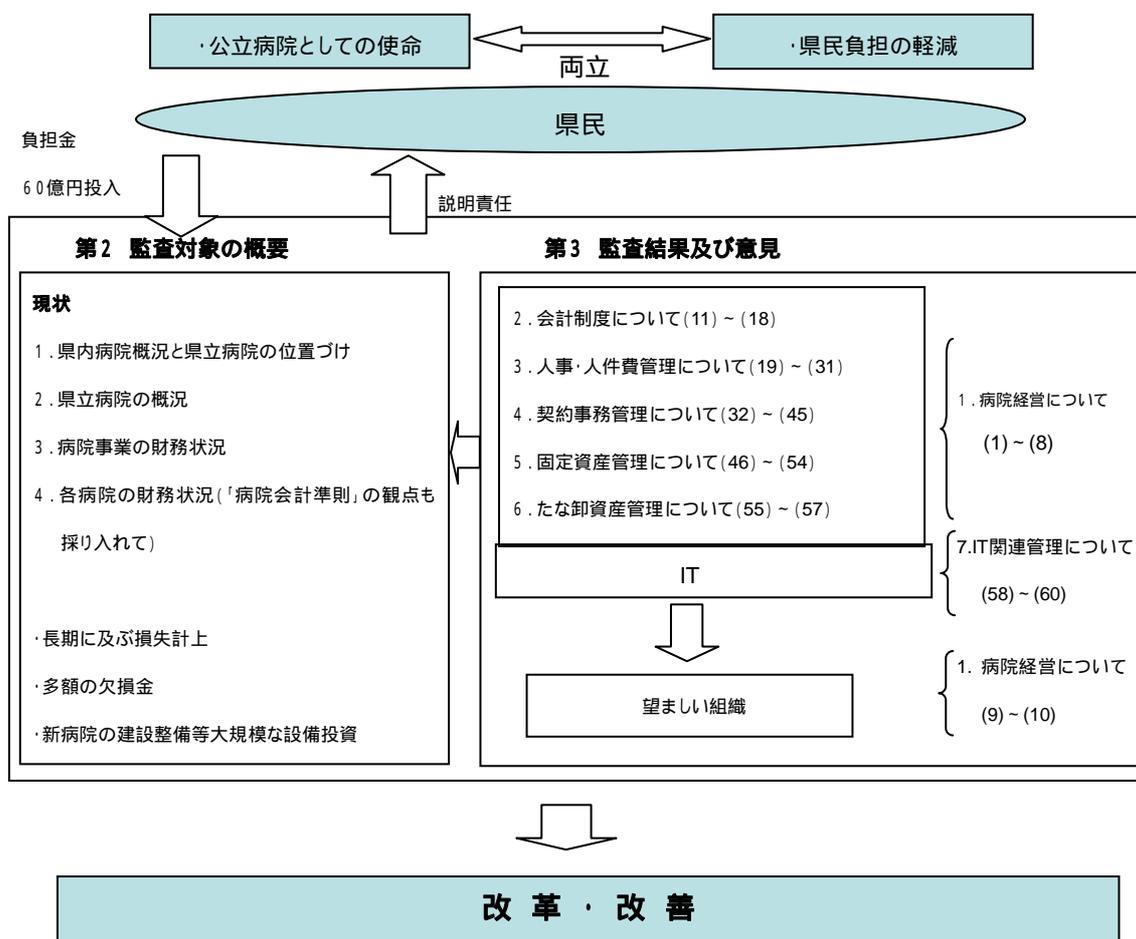
(1)包括外部監査人

公認会計士 田中 誠

(2)補助者

公認会計士	横山 太喜夫
公認会計士	永井 乙彦
公認会計士	松井 理
公認会計士	鈴木 祥浩
公認会計士	廣瀬 信二
公認会計士	赤尾 敬一郎
公認会計士	猿渡 良太郎
公認会計士	松岡 光弘

監査報告書の構成イメージ



第2 監査対象の概要の要約

1. 全国都道府県平均との比較分析（貸借対照表関係）

平成17年度貸借対照表			(単位:千円)	
	群馬県	全国都道府県合計	構成比率	
			群馬県	全国都道府県合計
固定資産	30,939,149	1,727,738,536	63.9%	79.8%
有形固定資産	30,932,992	1,702,312,719	63.9%	78.6%
無形固定資産	6,157	5,622,158	0.0%	0.3%
投資	0	19,803,659	0.0%	0.9%
流動資産	17,482,753	393,568,026	36.1%	18.2%
現金及び預金	14,747,849	193,054,860	30.5%	8.9%
未収金	2,440,235	182,703,288	5.0%	8.4%
貯蔵品	61,339	8,375,288	0.1%	0.4%
その他	233,330	323,517	0.5%	0.0%
繰延勘定	0	44,642,615	0.0%	2.1%
資産合計	48,421,902	2,165,949,177	100.0%	100.0%
固定負債	460,832	69,422,978	1.0%	3.2%
流動負債	3,079,080	187,410,564	6.4%	8.7%
一時借入金	0	32,062,000	0.0%	1.5%
未払金及び未払費用	2,987,862	142,468,956	6.2%	6.6%
その他	91,218	12,879,608	0.2%	0.6%
負債合計	3,539,912	256,833,542	7.3%	11.9%
資本金	39,113,962	2,050,036,189	80.8%	94.6%
自己資本金	10,433,631	721,059,700	21.5%	33.3%
借入資本金	28,680,331	1,328,976,489	59.2%	61.4%
企業債	27,447,471	1,302,392,030	56.7%	60.1%
他会計借入金	1,232,860	26,584,459	2.5%	1.2%
剰余金	5,768,028	-140,920,554	11.9%	-6.5%
資本剰余金	14,463,017	565,755,804	29.9%	26.1%
利益剰余金	-8,694,989	-706,676,358	-18.0%	-32.6%
(当年度純利益)		4,577,112		
(当年度純損失)	1,274,785	51,067,280		
資本合計	44,881,990	1,909,115,635	92.7%	88.1%
負債・資本合計	48,421,902	2,165,949,177	100.0%	100.0%
累積欠損金	8,964,989	719,623,079	18.5%	33.2%

- ・群馬県の流動資産構成比率、中でも「現金及び預金」の構成比率は30.5%と全国都道府県合計の3.4倍であり21.6%も上回っており、手許資金の多い状況となっている。
- ・自己財源からの資金調達の割合を示す資本構成比率（資本合計/負債・資本合計）は群馬県が92.7%と全国都道府県合計88.1%よりも良好な水準にあり、安定的な資金調達ができていることが伺える。内容的には、群馬県においては、自己資本構成比率は21.5%と全国都道府県合計33.3%を下回っている（乖離幅11.8%）が、一方で、利益剰余金の赤字残高の比率18.0%が全国都道府県合計32.6%を14.6%下回っていること、資本剰余金の比率29.9%が全国都道府県合計26.1%を3.8%超過していることにより逆転し、全国都道府県合計よりも良好な値を示している。

2. 全国都道府県合計との比較分析（損益計算書関係）

平成 17 年度抽出損益計算書

（単位；千円）

大項目	小項目	主な費用細目	群馬県	全都道府県合計	費用構成比率（/D）		対医業収益比率（/B）		民間	
					群馬県	全都道府県合計	群馬県	全都道府県合計	一般病院	精神病院
総収益 A			19,046,710	1,267,303,852						
	医業収益 B		14,498,462	1,044,692,103						
	負担金（他会計繰入金）C		4,419,363	236,954,796						
									
総費用 D			20,321,495	1,313,794,020						
	医業費用 E		19,568,749	1,229,652,375						
		給与費 F	8,826,033	642,311,587	43.40%	48.90%	60.88%	61.48%	52.00%	60.60%
		委託費 G	1,354,241	90,007,591	6.66%	6.85%	9.34%	8.62%	6.40%	6.60%
									
		材料費（医療材料含む）	5,016,005	298,023,441	24.68%	22.68%	x	34.60%	28.53%	x
		（医療材料費）	4,852,685	287,210,583	23.88%	21.86%	x	33.47%	27.49%	x
		減価償却費	2,130,397	84,367,240	10.48%	6.42%	x	14.69%	8.08%	x
		水道光熱費	292,139	21,932,708	1.44%	1.67%		2.01%	2.10%	
		修繕費	226,805	14,671,020	1.12%	1.12%		1.56%	1.40%	x
									
	医業外費用									
		支払利息	540,287	39,174,294	2.66%	2.98%		3.73%	3.75%	1.20%
									
純損失（A - D）			-1,274,785	-46,490,168						
医業収支（B - E）			-5,070,287	-184,960,272						
医業収支比率（B/E）			74.10%	85.00%	x					
他会計繰入金総収益比率（C/A）			23.20%	18.70%	x					
給与比率（F/D）			43.40%	48.90%						
委託比率（G/D）			6.66%	6.85%						

- ・ 群馬県では、本業である医業における収益と費用の差額である医業利益が赤字である。全国都道府県合計も赤字であるが、赤字の比率を、医業収益と医業費用との比率で見た場合に、群馬県の赤字比率は全国都道府県合計よりも高く、大きい状況にある。（医業収支比率；群馬 74.10%：全国 85.00%）
- ・ 医業外の収益・費用を含めた総収支比率においても群馬県の赤字比率は全国都道府県合計よりも高く大きい状況である。（総収支比率；群馬 93.73%：全国 96.46%）
- ・ 乖離幅が、医業収支比率よりも総収支比率の方が少なくなっているが、これは医業外収益として計上される一般会計からの負担金の大きさによるものであり、群馬県ではこの負担金が大量に投入されている（他会計繰入金総収益比率；群馬 23.20%：全国 18.70%）。言い方を変えれば、多額の一般会計からの支援を受けながらも、まだ全国都道府県合計並みの収益力に届かないのが群馬県病院事業の経営状況であるといえる。
- ・ 全国都道府県合計に届かない状況を費用面で分析すると以下のとおりである。
 - a. 総費用の中で最大金額を占める給与費については、民間には及ばないが、医業収益や総費用に占める給与費の割合は、全国都道府県合計よりも若干ではあるが下回る水準にある。
 - b. しかしながら、次順位で構成比の高い材料費・減価償却費が全国都道府県合計を大幅に上回る状況にある。この 2 つの費用の高いことが、医業収支比率が全国都道府県合

計よりも劣る原因となっている。

- c. 材料費については、購入時の価額設定における問題、減価償却費については購入時の価額設定の問題に加えて、過去に投資した建物や医療機器が十分管理され活用されていないのではないかという問題が想起される。

3. 各病院の財務状況について

各病院の平成 18 年度の貸借対照表

(単位:千円)

	総務課	心臓血管	がん	精神医療	小児医療	合計
資産の部						
固定資産						
有形固定資産						
土地	0	383,772	7,669	18,471	434,414	844,328
建物	0	8,403,795	1,295,710	4,215,857	6,341,691	20,257,055
機械備品	10,626	1,826,948	2,586,837	116,238	1,377,127	5,917,778
建設仮勘定	0	0	11,989,845	0	0	11,989,845
その他有形固定資産	0	368,925	50,731	608,393	360,602	1,388,653
有形固定資産合計	10,626	10,983,441	15,930,794	4,958,961	8,513,836	40,397,660
その他	0	491	1,193	470	4,002	6,157
その他合計	0	491	1,193	470	4,002	6,157
固定資産合計	10,626	10,983,932	15,931,988	4,959,431	8,517,838	40,403,817
流動資産						
現金預金	3,868,902	2,327,617	15,484,104	513,211	1,971,641	24,165,478
未収金	8,827	973,996	741,430	285,909	546,821	2,556,985
その他	0	19,674	49,466	10,529	22,369	102,040
流動資産合計	3,877,730	3,321,288	16,275,000	809,651	2,540,832	26,824,504
資産の部合計	3,888,356	14,305,221	32,206,989	5,769,083	11,058,672	67,228,321
負債の部						
固定負債						
退職給与引当金	10,000	75,138	115,400	54,983	109,856	365,379
修繕引当金	0	46,601	38,435	25,830	27,585	138,452
固定負債合計	10,000	121,739	153,835	80,814	137,442	503,831
流動負債						
未払金	4,066	615,740	10,094,795	99,248	239,546	11,053,397
その他流動負債	41,582	9,714	9,908	17,545	9,902	88,653
流動負債合計	45,648	625,455	10,104,703	116,794	249,449	11,142,051
負債の部合計	55,648	747,195	10,258,539	197,608	386,891	11,645,883
資本の部						
自己資本金	0	3,675,997	3,570,466	1,517,107	1,670,058	10,433,631
借入資本金	9,000	12,168,624	16,758,587	5,266,123	3,782,264	37,984,599
企業債	9,000	11,463,100	16,685,838	4,983,540	3,724,800	36,866,278
他会計借入金	0	705,524	72,749	282,582	57,464	1,118,321
資本金合計	9,000	15,844,622	20,329,054	6,783,230	5,452,323	48,418,230
剰余金						
資本剰余金						
受贈財産評価額	0	10,949	2,187	4,138	9,901	27,176
寄付金	0	0	1,320	0	0	1,320
補助金	0	26,492	113,585	611,571	320,541	1,072,189
負担金	3,808,370	3,030,799	2,299,286	1,108,073	1,157,126	11,403,654
その他資本剰余金	0	373,311	0	0	3,747,829	4,121,140
資本剰余金計	3,808,370	3,441,551	2,416,379	1,723,782	5,235,397	16,625,481
欠損金						
当年度未処理欠損金	-372,290	-5,761,325	744,844	-2,959,164	-1,113,337	-9,461,273
欠損金合計	-372,290	-5,761,325	744,844	-2,959,164	-1,113,337	-9,461,273
剰余金合計	3,436,080	-2,319,773	3,161,223	-1,235,381	4,122,060	7,164,207
資本の部合計	3,445,079	13,524,849	23,490,277	5,547,849	9,574,383	55,582,438
内部勘定	387,629	33,176	-1,541,827	23,625	1,097,396	0
負債資本の部合計	3,888,356	14,305,221	32,206,989	5,769,083	11,058,672	67,228,321

各病院の平成 18 年度の損益計算書

(単位:千円)

	総務課	心臓血管	がん	精神医療	小児医療	合計
医業収益	0	5,932,639	5,209,516	1,503,583	2,688,600	15,334,339
入院収益	0	5,059,629	3,466,294	1,262,623	2,076,642	11,865,188
外来収益	0	715,352	1,625,304	216,505	496,615	3,053,778
その他医業収益	0	157,658	117,917	24,454	115,342	415,372
医業費用	228,767	7,238,502	5,662,786	2,238,164	4,193,287	19,561,508
給与費	194,833	2,595,059	2,574,244	1,492,405	2,361,011	9,217,554
材料費	0	2,548,816	1,965,389	131,460	725,399	5,371,066
経費	26,240	1,013,213	647,586	280,379	658,701	2,626,120
(委託料)	(2,764)	(475,435)	(325,602)	(136,573)	(321,291)	(1,261,667)
減価償却費	1,455	1,041,211	391,431	318,237	384,827	2,137,163
資産減耗費	0	5,050	3,184	6,405	39,172	53,812
研究研修費	6,237	35,151	80,949	9,275	24,176	155,791
医業損益	-228,767	-1,305,863	-453,270	-734,581	-1,504,687	-4,227,169
医業外収益	153,189	757,662	574,846	1,018,010	1,726,672	4,230,381
受取利息配当金	6,614	726	4,813	351	1,070	13,576
他会計補助金	8,823	0	7,217	0	35,800	51,840
負担金	137,226	700,690	523,118	1,004,985	1,613,046	3,979,065
その他医業外収益	525	56,246	39,698	12,674	76,755	185,900
医業外費用	12,867	310,534	129,562	239,151	77,346	769,462
支払利息等	12,867	227,127	40,167	228,957	29,459	538,578
母子保健指導費	0	0	0	0	169	169
院内保育所運営費	0	0	0	0	0	0
雑損失	0	83,407	89,394	10,194	47,717	230,714
経常利益	-88,445	-858,735	-7,986	44,278	144,639	-766,250
特別利益	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
特別損失	0	0	34	0	0	34
その他	0	0	0	0	0	0
当期純利益	-88,445	-858,735	-8,020	44,278	144,639	-766,284

医業損益は全ての病院で損失計上。各病院別の医業収支比率等は、以下のとおりである。

区分	心臓血管	がん	精神医療	小児医療
医業収支比率 (医業収益/医業費用)	81.96%	92.00%	67.18%	64.12%
「負担金」対医業収益比率(「負担金」/医業収益)	11.81%	10.04%	66.84%	60.00%
給与費対医業収益比率(給与費/医業収益)	43.74%	49.41%	99.26%	87.82%
材料費対医業収益比率(材料費/医業収益)	42.96%	37.73%	8.74%	26.98%
経費対医業収益比率(経費/医業収益)	17.08%	12.43%	18.65%	24.50%

精神医療センター・小児医療センターは医業収支比率が 60%台であり、特に厳しい状況にある。医業収益に占める給与の比率が、それぞれ 99.26%、87.82%と高いことが原因であるが、一般会計から 10 億円を超える多額の負担金が繰り入れられていることもあり、経常損益ベースでは利益計上となっている。

4. 地方公営企業法に基づく決算書と病院会計準則方式による病院局全体の決算書

貸借対照表

(病院局全体)
地方公営企業法に基づく貸借対照表

科目	平成18年度
資産の部	
固定資産	
有形固定資産	
土地	844,328
建物	20,257,055
器械備品	5,917,778
建設仮勘定	11,989,845
その他有形固定資産	1,388,653
有形固定資産合計	40,397,660
その他	6,157
その他合計	6,157
固定資産合計	40,403,817
流動資産	
現金預金	24,165,478
未収金	2,556,985
その他	102,040
流動資産合計	26,824,504
資産の部合計	67,228,321
負債の部	
固定負債	
退職給与引当金	365,379
修繕引当金	138,452
固定負債合計	503,831
流動負債	
未払金	11,053,397
その他流動負債	88,653
流動負債合計	11,142,051
負債の部合計	11,645,883
資本の部	
自己資本金	10,433,631
借入資本金	37,984,599
企業債	36,866,278
他会計借入金	1,118,321
資本金合計	48,418,230
剰余金	
資本剰余金	
受贈財産評価額	27,176
寄付金	1,320
補助金	1,072,189
負担金	11,403,654
その他資本剰余金	4,121,140
資本剰余金計	16,625,481
欠損金	
当年度未処理欠損金	-9,461,273
(当期純利益)	-766,284
欠損金合計	-9,461,273
剰余金合計	7,164,207
資本の部合計	55,582,438
内部勘定	0
負債資本の部合計	67,228,321

病院会計準則に基づく貸借対照表

(単位：千円)

科目	平成18年度
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	24,165,478
医業未収金	2,490,906
医業外未収金	66,078
医薬品	65,440
前払金	6,600
その他流動資産	30,000
貸倒引当金	-6,758
流動資産合計	26,817,745
固定資産	
有形固定資産	
建物	17,929,174
構築物	1,191,815
医療用機械備品	5,826,769
車輛	2,161
放射性同位元素	180
その他の有形固定資産	13,947
土地	844,328
建設仮勘定	11,989,845
有形固定資産合計	37,798,222
無形固定資産	
電話加入権	6,157
無形固定資産合計	6,157
固定資産合計	37,804,380
資産合計	64,622,125
(負債の部)	
流動負債	
買掛金	1,059,645
未払金	9,993,752
預り金	58,653
その他流動負債	30,000
賞与引当金	538,368
流動負債合計	11,680,419
固定負債	
長期借入金	1,118,321
企業債	36,866,278
退職給付引当金	5,109,358
修繕引当金	138,452
長期前受補助金	2,187,638
固定負債合計	45,420,049
負債合計	57,100,468
(純資産の部)	
純資産額	7,521,656
(うち、当期純利益)	(1,324,003)
純資産合計	7,521,656
負債及び純資産合計	64,622,125

・ 貸借対照表関係の分析

地方公営企業法による会計（以下、「地公法会計」と）、病院会計準則による会計（以下、「準則会計」と）を比較すると、資本の部（純資産の部）が、準則会計では86%を超える大幅な減となっている。

その結果、病院別には、精神医療センターは準則会計では1,421百万円の債務超過となった（資料省略）。

②損益計算書

（病院局全体）
地方公営企業法に基づく損益計算書

科目	平成18年度
医業収益	15,334,339
入院収益	11,865,188
外来収益	3,053,778
その他医業収益	415,372
医業費用	19,561,508
給与費	9,217,554
材料費	5,371,066
経費	2,626,120
（委託料）	(1,261,667)
減価償却費	2,137,163
資産減耗費	53,812
研究研修費	155,791
医業損益	4,227,169
医業外収益	4,230,381
受取利息配当金	13,576
他会計補助金	51,840
負担金	3,979,065
その他医業外収益	185,900
医業外費用	769,462
支払利息等	538,578
母子保健指導費	169
雑損失	230,714
経常利益	766,250
特別利益	
その他	
特別損失	34
その他	
当期純利益	766,234

病院会計準則に基づく損益計算書

（単位：千円）

科目	平成18年度
I 医業収益	15,334,339
入院収益	11,865,188
外来収益	3,053,778
その他医業収益	415,372
II 医業費用	
材料費	5,371,066
給与費	9,356,605
委託費	1,261,667
設備関係費	715,281
減価償却費	2,251,995
研究研修費	155,791
経費	650,531
医業費用合計	19,762,938
医業利益	4,428,599
III 医業外収益	
受取利息及び配当金	13,576
運営費補助金収益	51,840
施設設備補助金収益	114,831
負担金	3,979,065
企業債償還負担金	2,230,178
その他の医業外収益	186,420
医業外収益計	6,575,912
IV 医業外費用	
支払利息	24,637
企業債利息	500,066
企業債手数料及び取扱費	13,875
消費税等関係支出	102,412
母子保健指導費	169
雑損失	128,301
医業外費用計	769,462
経常利益	1,377,850
VI 臨時費用	
固定資産売却損	34
固定資産除却損	53,812
臨時費用計	53,846
当期純利益	1,324,003

・ 損益計算書の分析

地公法会計では、企業債償還のための一般会計からの負担金を、資本的収入として資本の部に資本剰余金として計上するのに対して、準則会計では、収益的収入として損益計算書の医業外収益に「企業債償還負担金」として計上される。当該金額は平成18年度において2,230百万円あり、同額、病院の経常利益は増加している。一般会計からの負担金は運営費交付補助金「負担金」3,979百万円も含めて全体で6,209百万円が病院に交付され、損益計算書上収益として計上されている。これは、医業収益15,334百万円の約40%に該当する。その結果、準則会計の損益計算書の利益は増大している。

③キャッシュフロー計算書

H18年度キャッシュフロー計算書

(単位:千円)

キャッシュフロー計算書	合計
I 業務活動によるキャッシュフロー	
医業収入	15,245,221
医業収入	15,245,221
医業支出	-17,765,708
給与費支出	-9,711,240
材料費支出	-5,311,856
経費支出	-2,737,085
その他支出(預かり金等)	-5,525
医業キャッシュフロー	2,521,483
医業外収入	289,582
受取利息配当金	13,576
補助金収入	43,017
その他収入	198,344
補助金の収入	34,645
医業外支出	-777,022
支払利息及び企業債取戻費	-538,578
その他支出	-238,443
業務活動によるキャッシュフロー	3,027,928
II 投資活動によるキャッシュフロー	
固定資産取得による支出	-3,110,647
固定資産の売却による収入	1,585
投資活動によるキャッシュフロー	-3,109,062
III 財務活動によるキャッシュフロー	
企業債発行による収入	11,313,000
企業債償還による支出	-1,894,192
他会計借入金返済による支出	-114,539
財務活動によるキャッシュフロー	9,304,269
一般会計からの負担金繰入前の現金預金の増減額	3,187,280
IV 一般会計からの負担金繰入等によるキャッシュフロー	
資本的補助金収入	21,105
収益的負担金収入	3,979,065
企業債償還の元金に係る資本的負担金収入	2,230,178
一般会計からの負担金繰入後の現金預金の増減額	6,230,349
一般会計からの負担金繰入後の現金預金の増減額	9,417,629
V 現金預金の期首残高	14,747,848
VI 現金預金の期末残高	24,165,478

・病院会計準則に基づくキャッシュフロー計算書

(単位:千円)

キャッシュフロー計算書	合計
I 業務活動によるキャッシュフロー	
医業収入	15,245,221
医業収入	15,245,221
医業支出	-17,765,708
給与費支出	-9,711,240
材料費支出	-5,311,856
経費支出	-2,737,085
その他(預かり金等)増減	-5,525
医業キャッシュフロー	2,521,483
医業外収入	6,519,932
受取利息配当金	13,576
補助金収入	43,017
その他収入	198,344
補助金の収入	34,645
資本的補助金収入	21,105
収益的負担金収入	3,979,065
企業債償還の元金に係る資本的負担金収入	2,230,178
医業外支出	-777,022
支払利息及び企業債取戻費	-538,578
その他支出	-238,443
業務活動によるキャッシュフロー	3,222,422
II 投資活動によるキャッシュフロー	
固定資産取得による支出	-3,110,647
固定資産の売却による収入	1,585
投資活動によるキャッシュフロー	-3,109,062
III 財務活動によるキャッシュフロー	
企業債発行による収入	11,313,000
企業債償還による支出	-1,894,192
他会計借入金返済による支出	-114,539
財務活動によるキャッシュフロー	9,304,269
IV 現金等の増加額(又は減少額)	9,417,629
V 現金預金の期首残高	14,747,848
VI 現金預金の期末残高	24,165,478

※地方公営企業法の規定を考慮したキャッシュフロー計算書である。
 一般会計からの負担金を業務活動、投資活動、財務活動とは区分し別の項目立てをして記載した。
 この方は、病院の固有のキャッシュフローと、一般会計からの負担金の区分することによって病院の主体的なキャッシュフローを把握することができる。

・キャッシュフロー計算書の分析

業務活動によるキャッシュフロー

3,222 百万円のプラスになっているが、これは医業外収入における一般会計からの負担金 6,209 百万円が計上されていることによる。本来の業務活動である医業収支は 2,520 百万円のマイナスである。医業支出のうち最も大きいものは給与費支出 9,711 百万円であるが、給与費支出が医業収入 15,245 百万円に占める割合は 63.7% になる。

投資活動によるキャッシュフロー

3,109 百万円のマイナスである。これはがんセンターが平成 19 年の開院に向けて新病院の建設工事を行い 2,489 百万円の支出を行ったことによる。

財務活動によるキャッシュフロー

9,304 百万円のプラスになっている。これは、同じくがんセンターが新病院の建設工事のために 11,097 百万円の企業債を発行したことによる。

今後のキャッシュフローについて

平成 18 年度のキャッシュフローは全体として、9,417 百万円のプラスになっているが、がんセンターでは、新病院の建設工事分を含めて平成 18 年度末に 9,823 百万円の未払金が残っており、この金額は、平成 18 年度年間で獲得したキャッシュフローに相当する。また、企業債の残高が全体で 36,866 百万円あり、今後 10 年間(平成 19 年度～28 年度)の償還予定額は元金と利息を含めて 36,420 百万円である。一般会計から 3分の2ないし 2分の1の負担金が交付されるが、決して容易な金額ではない。今後、県民の負担がさらに増大することがないように注意する必要がある。

第3 監査結果及び意見の要約

1. 病院経営について

意見

(1)各病院における主体的な利益管理について（総務課・各病院共通）

主要な利益管理関連データの読解・吟味や分析は、各病院レベルでは行われておらず、総務課での作業に依存した利益管理体制になっている。各病院現場レベルで利益管理数値をより直接的に実感でき、現場から適切な業務改善が進む主体的な利益管理体制の検討が望まれる。

(2)県立病院改革ビジョンの総括について（総務課・各病院共通）

平成16年10月に開始され、目標年度を19年度当初予算とする「群馬県立病院改革ビジョン～日本一レベルの県立病院を目指して～」が、今般終了したが、本件に対する総括が十分にできていない。特に目標が未達に終わった指標等について十分な原因分析を行い、結果についての説明責任を果たすとともに、次期の計画策定に生かすべきである。

区分		経常収支比率	医業収支比率	病床利用率		患者1人1日当たり収入			材料費比率	医業費用/医業収益
					含む人間ドック	入院(円)	外来(円)	職員給与比率		
心臓	目標	100.7%	97.0%	79.9%	82.7%	84,674	8,185	37.1%	32.1%	103.1%
	結果	96.7%	89.4%	81.5%	84.3%	75,334	8,046	42.8%	35.8%	111.8%
	達成度	x	x			x	x	x	x	x
がん	目標	100.1%	93.7%	96.6%		38,286	18,846	49.8%	29.2%	106.7%
	結果	101.9%	97.8%	86.0%		40,955	23,388	44.5%	32.5%	102.2%
	達成度			x					x	
精神	目標	100.4%	70.8%	82.7%		16,694	10,023	86.3%	17.0%	141.2%
	結果	99.2%	69.1%	80.2%		17,697	5,473	96.3%	9.4%	144.7%
	達成度	x	x	x			x	x		x
小児	目標	100.2%	65.8%	79.4%		49,330	11,653	83.3%	28.7%	152.1%
	結果	99.8%	64.3%	80.2%		52,455	11,225	86.5%	28.2%	155.4%
	達成度	x	x				x	x		x
結果;平成19年度当初予算数値										

(3)中期経営計画の継続策定について（総務課）

新旧中期計画は間断なく、計画・実行・見直しが実施され、旧計画事業年度終了後は、直ちに新事業年度の新計画をスタートさせ、経営の継続性・持続性を基礎として、新しいビジョンに邁進していくべきである。

(4)災害時業務継続計画（BCP）・復旧計画等について（総務課・各病院共通）

現状の火災災害等緊急時の対応計画が、消防・緊急避難計画のレベルにとどまっている。これら患者・職員の緊急安全確保の対策に加え、通常の病院機能の復旧計画・業務継続計

画(BCP ; business continuity plan)を策定し、いち早く医療業務が継続できるように備えるべきである。

(5)各種会議の議事録作成について(小児医療センター)

院内に経営検討委員会・管理職会議等各種の会議、委員会が設置されているが、議事録が作成されていなかった。議事録は、重要な事実の記録であり、議事録の作成の有無が規定化されていない場合にも、作成されることが望ましい。

(6)3次医療圏対応高度専門病院としての特徴の明示について(がんセンター)

患者地域の偏在等が見られるがんセンターは、がん治療に特化した3次医療圏対応高度専門病院としての特徴を、県下全域にさらにアピールしていくことが望まれる。

(7)一般会計からの負担金(繰出金)について(総務課・各病院共通)

県立病院は、公立病院であるがゆえに、本来、行政組織が担うべき業務を実施したり、不採算であるがゆえに民間が実施しない医療を実施する使命があることから、効率的な経営を実施してもなお不採算となる経費や設備投資に対して、一般会計から補填のための負担金が繰出されている。

この負担金については、金額が多額であることから、必要額の精査と一層の削減努力が必要であることは当然であるが、繰出基準の変更、一般会計の財政的事情に起因する負担金額の増減動向が各病院の経営状態を把握するに当たっての攪乱要因となっている。繰出基準の一層の明確化と繰出実行面を含む一貫性の確保及び変更がある場合の開示による透明性の確保が必要である。

(単位；百万円)

病院局合計		平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	合計
	医業収益	13,406	13,419	13,649	14,433	15,334	70,241
	医業費用	17,927	18,959	18,779	19,569	19,562	94,796
	(うち減価償却費)	1,433	1,599	1,831	2,130	2,137	9,130
	医業利益	-4,521	-5,540	-5,130	-5,136	-4,228	-24,555
	医業外収益	5,298	5,171	4,483	4,614	4,230	23,796
	(うち負担金)	5,076	4,996	4,321	4,419	3,979	22,791
	医業外費用	780	755	759	753	769	3,816
	経常利益	-3	-1,124	-1,406	-1,275	-767	-4,575
	経常損失増減額		1,121	282	-131	508	
	「収益的」負担金増減額		-80	-675	98	-440	
	負担金がなかった場合の損失	-5,079	-6,120	-5,727	-5,694	-4,746	-27,366
	医業収益に占める割合	37.86%	37.23%	31.66%	30.62%	25.95%	32.45%
	出資金	339	11	0	0	0	350
	負担金	618	538	2,190	1,816	2,230	7,392
	資本的収入他会計負担金・出資金	957	549	2,190	1,816	2,230	7,742
	「資本的」負担金増減額		-408	1,641	-374	414	
	収益・資本負担金合計額	6,033	5,545	6,511	6,235	6,209	30,533
	負担金合計増減額		-488	966	-276	-26	

(8) 企業債償還と資本剰余金の処理について (総務課)

平成13年度から一連の大規模な病院施設整備事業が実施されたことに伴い、多額の企業債の償還に伴う資本剰余金(負担金)と減価償却費の増大が、今後も数年間続くことが予想される。その結果、貸借対照表資本の部に巨額の黒字残高(資本剰余金(負担金))と赤字残高(利益剰余金(欠損金))が並存して計上される事態が予想される。欠損填補のためにしか利用できない資本剰余金を、どのような時期に、どのような方法をもって利用するのか検討していく必要がある。

「病院局負担金・未処分利益残高、減価償却費等推移表」

(単位；百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
資本金	30,136	32,795	35,708	39,113	48,418
剰余金	4,939	4,350	5,299	5,768	7,164
資本剰余金	9,828	10,362	12,719	14,463	16,625
うち負担金	4,629	5,168	7,357	9,173	11,403
利益剰余金	-4,889	-6,013	-7,420	-8,694	-9,461
うち未処分利益(欠損金)	-4,889	-6,013	-7,420	-8,694	-9,461
資本合計	35,075	37,145	41,007	44,881	55,582
当期純利益	-3	-1,124	-1,406	-1,274	-776
減価償却費	1,432	1,599	1,830	2,130	2,137

(9)公立病院の使命と心臓血管センターにおける診療科体制の見直しについて（総務課）

県立4病院は、各病院単位では、公立病院として求められる役割に合致した使命を担っているものと思われるが、診療科単位で、使命・採算性等も考慮して、その存在価値を見直した場合に、心臓血管センターにおける内科・外科・整形外科・人間ドック等については、その存続・廃止・診療科単位での民間への譲渡等を含めて議論の余地があるものと思われる。

監査人が試算した心臓血管センターにおける部門別原価計算の結果 (単位:千円)

	循環器内科	心臓外科	内科	外科	整形外科	その他	合計
医業収益	3,392,326	1,284,919	442,673	225,022	379,804	50,233	5,774,981
薬品費	319,817	126,692	51,416	30,167	18,626	1,804	548,534
診療材料費	1,557,285	353,079	4,408	6,468	32,730	5,463	1,959,436
医師人件費	205,419	89,656	72,960	50,807	51,336	527	470,707
その他人件費	938,727	533,278	236,576	156,181	257,207	2,379	2,124,352
給食材料費	18,245	5,374	5,740	2,887	6,428	-	38,675
消耗備品費	1,724	391	4	7	36	6	2,170
減価償却費	486,918	143,429	153,208	77,049	171,549	9,057	1,041,211
経費合計	3,528,138	1,251,911	524,316	323,568	537,916	19,237	6,185,088
医業利益	135,811	33,008	81,642	98,546	158,111	30,996	410,106

(10)病院事業の経営形態について（総務課）

群馬県の病院事業は現在、地方公営企業法が全面的に適用（全部適用）されて運営されているが、今後、公営企業型地方独立行政法人等、より経営の自由度・自立性を高めた組織形態での運営を検討することが必要である。

2. 会計制度について

監査結果（指摘事項）

(11)退職給与引当金の計上根拠が不明確な状況等について（総務課・各病院共通）

退職給与引当金の計上基準等について検証した結果、計上基準が設定されておらず、現在計上されている金額の根拠が不明確な状況であり、また引当金の残高が不足している可能性があり問題である。退職給与引当金の計上基準を退職金支給の実態に即して定め、每期継続してそれに基づく所要額を引き当てる必要がある。

(12)修繕引当金の計上金額が不明確な状況について（総務課・各病院共通）

修繕引当金の計上基準が設定されておらず、引当金の残高の合理性が不明確である。修繕引当金の計算根拠と具体的計算方法を定め、每期継続して修繕引当金を計上する必要がある。

意見**(13)管理会計（原価計算）の必要性について（総務課）**

病院局は、部門別原価計算の方法について検討を開始しているが、現在、公表できるまでには至っていない。意思決定等において有用な情報を提供する原価計算の必要性について再確認するとともに、原価計算の活用による経営の効率化、組織見直しの検討が望まれる。

(14)薬品以外のたな卸資産の計上について（総務課）

各病院の貸借対照表に計上されているたな卸資産は薬品のみであり、その他のたな卸資産については計上されていない。重要性の基準等、その計上しない根拠を明確にする必要がある。

(15)過年度診療分返戻の会計処理について（総務課・各病院共通）

過年度診療分返戻の返戻減額および再請求額を医業外費用および医業外収益として計上しているが、相殺後の純額を計上することが望ましい。

(16)医業未収金における請求額と入金額の不一致について（心臓血管センター）

医業未収金の請求額と入金額の間に多額の差額が生じているが、原因の解明が十分になされていない。適正な利益管理・債権管理を行うためにも、一層の原因究明が望まれる。

(17)寄付の受入手続について（心臓血管センター・がんセンター）

過年度において寄付を受け入れているが、寄付の受入に関する手続が平成 18 年度まで明文化されていない事例があった。要領要綱等により明確化することが望ましい。

(18)財務会計システムを用いた残高管理について（総務課・各病院共通）

各病院の財務会計システムでは、預金口座単位での補助科目の設定が可能であり、これらを活用して残高管理や会計処理の効率化を図ることが望まれる。

3. 人事・人件費管理について**監査結果（指摘事項）**

(19)臨時雇用の不適切な賃金単価格差について（総務課）

臨時雇用の賃金単価表にある同一職種における単価格差には社会保険加入・非加入の違いによる格差が含まれている。勤務時間の長短の違いや業務の深度という実質的な差異にもとづく単価格差について再検討のうえ、社会保険加入・非加入にかかわらず賃金単価表として規定し直す必要がある。

(20)医師である実務研修生の時間外勤務手当相当額の上限設定の妥当性について**（心臓血管センター）**

実務研修生のうち、シニアレジデント・レジデントについては時間外勤務手当相当の実績報酬を算定するにあたり、実績時間が当初予算計上の20時間を超えた分は切り捨てられている事例がある。予算の確保、時間外勤務(研修)の実態把握等により、現状を改善すべきである。

(21)特例的な臨時雇用の存在について（心臓血管センター）

臨時雇用の中に、職種・時給単価・手当が例外的な取扱いの者が存在している事例がある。時給単価・手当相当額について病院管理者の承認を得た方針書を成文化しておく必要がある。

(22)医師である実務研修生の研修名と基本報酬額との不整合について（がんセンター）

回議書上で決裁された研修名に相当する基本報酬額と異なる基本報酬額が支給されている事例があった。医師である実務研修生の受け入れにあたっては、基本報酬額が7通りあることを再認識のうえ研修名と何年目相当であるかを明確に決定しなければならない。

(23)出勤簿の記載漏れについて（精神医療センター・小児医療センター）

出勤簿の記載について、一部記載漏れ、記載誤りがあった。出勤簿は職員の勤怠管理を行う重要な書類であることから、その記入管理を適切に行う必要がある。

意見**(24) 職務分掌の見直しについて（総務課・各病院共通）**

相互牽制が必要な異なる業務が病院事務局において1人の担当者に割り当てられている事例があり内部統制上問題である。限られた予算の中で、組織的な承認管理体制の強化が必要である。

(25)総合医療情報システムに関する統括部署および専門知識の蓄積について**（総務課・各病院共通）**

総合医療情報システムの主要な業務である情報管理業務や保守・運用業務等は外部委託

業者に依存しており、現状、これらを統括する部署や正規職員による管理が不十分である。専門知識を有した人材の確保及び人事異動方針の見直しによる人材育成について検討する必要がある。

(26)正規の勤務時間内に営利企業等に従事した場合の報酬の取扱いについて（総務課）

平成16年度、平成17年度に行われた営利企業等従事許可において、正規の勤務時間内に営利企業等へ従事したにもかかわらず、その報酬が本人に帰属している事例が認められた。県の正規職員についての取扱いとして適切であったのか疑問である。正規の勤務時間内の場合は、診療支援以外の場合でも業務として派遣し、対価があれば病院の収入とするのを原則とすることが望まれる。

(27)扶養手当における配偶者規定の適切性について（総務課）

扶養手当の対象となる配偶者として「婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。」と給与条例にあるが、所得税法の規定では婚姻の届出がなければ配偶者控除を認めていないため、民間事業従事者については扶養手当の対象とされないのが一般的であるほか、内縁関係の事実は証明困難と推定されるため、この規定の適切性については疑問である。民間の実態や、所得税法上の規定を考慮して、扶養手当のあり方について検討することが望まれる。

(28)給食調理等業務手当の妥当性について（総務課）

給食調理担当職員を対象とする特殊勤務手当のひとつとしての給食調理等業務手当は実態が毎月の固定給であるうえ、職場環境が改善されている現状では妥当性について疑問がある。給食調理等業務手当の廃止が望まれる。

(29)調査研究手当の妥当性について(総務課)

特殊勤務手当の一つとされる調査研究手当は給与条例第12条の趣旨と整合しない。規定自体が曖昧であり、結果として医師及び歯科医師の全員が対象とされ、かつ毎月の固定給の状況にあり、妥当性について疑問がある。平成19年4月からは、同手当が廃止されたが、経過措置として温存されている。早期に医師緊急業務等手当に移行することが望まれる。

(30)諸手当計算の電算化について（総務課・各病院共通）

勤務実績に基づき支給される手当が多いことから、タイムカードの利用や電算化による誤謬防止や省力化を検討すべきである。

(31)手当実績報告表の責任者欄について（小児医療センター）

実績に基づき支給される手当の事務局への報告表に管理部門長の検印欄が無く、責任者に承認されたものか否かが不明の状況のまま、承認済みの実績表として使用されている。管理部門長の承認印を基にした報告表に改善すべきである。

4．契約事務管理について

監査結果（指摘事項）

(32)契約に係る回議書決裁欄等への記載漏れについて(総務課)

総務課で起案される契約に係る回議書において決裁年月日等に記載のないものがある。後日疑義の生じない形で、正確に記載されなければならない。

(33)不適切なリース契約について（心臓血管センター）

高額なリース契約が随意契約により同一業者と継続的に締結されていた事例があった。このようなリース契約は継続取引を前提としたものであり、単年度契約とすることは不適切な処理であり、契約初年度に債務負担行為として必要な手続を実施すべきである。

(34)医療機器購入時の検査調書の作成漏れについて（小児医療センター）

小児用外科用手術台を購入しているが、この医療機器の検査調書が作成されていない。検査調書の作成を徹底すべきである。

(35)医療機械器具等購入協議書の作成漏れについて（小児医療センター）

医療機械器具等を購入する場合には、医療機械器具等購入協議書を医療機器等購入審査委員会に提出しなければならないが、提出していないものがある。購入協議書を作成すべきである。

(36)契約書の契約金額誤りについて（がんセンター）

薬剤関連機器の購入について、落札業者との契約書上での契約金額に誤りのある事例があった。契約書の作成及びチェック体制を見直すべきである。

意見

(37)指名人選定方法及び入札不調への対応について（総務課）

すべての医薬品単価契約が、結果として、特定の医薬品卸 7 社に対して、指名、見積依頼する方式で締結されているが、入札不調件数が極めて多く発生している。業者固定の契約方式は、競争原理が働きにくく、不正の温床になりかねないので、対象業者の増加や契約方式の見直しを検討すべきである。

(38)随意契約選択理由が不十分な契約について（総務課・各病院共通）

地方公営企業が随意契約を締結する場合には、地方公営企業法施行令第21条の14に規定する根拠が必要であるが、総務課、4病院全てでその根拠が薄弱な事例があった。過去からの実績・継続性を全面に評価して、1者随意契約が最も妥当な契約方式としている事例が、特に多いが、既成概念に囚われることなく、競争原理を導入し、1者随意契約から競争入札方式への見直しを、積極的に実施すべきである。

(39)随意契約選択における根拠条文が不十分な事例について（がんセンター）

起案書上の随意契約適用根拠となる条文の選択が十分でない事例があった。具体的な事由を必ず明記し、そのうえで条文に照らし合わせて、起案～決裁をすべきである。

(40)指名競争入札における指名人指名理由の硬直化について（精神医療センター）

指名業者の指名理由が硬直化しており、結果として、新規参入制限となっている可能性がある。過去の納入実績等が過度に評価されており、このような新規参入を制限する恐れのある条件・理由での指名は、不公正競争排除の観点および競争原理の導入の観点から回避されるべきであり、参加業者数を拡大した上で、競争入札が行われるべきである。

(41)指名人選定委員会の設置について（総務課・各病院共通）

群馬県病院局財務規程では、指名人選定委員会の設置の規定はないが、指名人の公正、公平な選定のために、指名人選定委員会設置のルール化が望まれる。

(42)医療機械器具等購入審査委員会の協議事項について（総務課・各病院共通）

医療機械器具等購入審査委員会設置要領での協議事項は、医療機器等の購入に係る機種の選定だけであり、機種導入の理由や導入の効果等についての協議については規定していない。医療機器等は高額であり財政に及ぼす影響も大きいことから、その購入に際しては購入理由や導入後の効果を十分審議する必要がある、このような事項を協議事項としてルール化することが望まれる。

(43)保守契約の期間について（総務課）

財務会計システムの保守契約が単年度契約であるが、システムの安定的な運用のためには、安定的な保守サービスは必須であり購入時に本体と一括複数年契約の検討を行うことが望まれる。

(44)委託業務の管理について（心臓血管センター・小児医療センター）

清掃業務委託について、受託者より毎日作業日報を提出させているが、日報の記載事項

が業務仕様書の要求事項に沿っていない。仕様書と齟齬の無い報告書を提出させるべきである。

(45) 予定価格の積算について（心臓血管センター・がんセンター・小児医療センター）

予定価格の積算に関して、仕様書との齟齬がある等の不合理な事例、根拠が曖昧な事例がある。また、積算根拠資料の保管方法に問題のある事例がある。

- ・ 積算根拠の情報収集に努めるべきであり、そのうえで実態、資料に基づき合理的な方法により、予定価格を積算すべきである。
- ・ 予定価格は契約をする際に不当な価格での入札を防止するために決める重要な価格である。契約担当者は自ら定めた予定価格の積算根拠を明らかにすべきである。
- ・ 積算価格の積算根拠となる資料については、現在資料として残す規定にはなっていないが、予定価格積算表に積算の根拠を記入して、当該根拠資料の保管を義務付けるルールを作るべきと思われる。

5. 固定資産管理について

監査結果（指摘事項）

(46) 固定資産の現物管理、除却処理手続における不備について

（心臓血管センター・精神医療センター・小児医療センター）

固定資産の除却処理手続漏れ、承認前処分、現品処分漏れ、現品確認不明等の事例があった。管理シール等の活用による現品管理の徹底及び適時な処分手続の実行により適切な管理が図られるべきである。固定資産の現物確認は、1年に1回、特定の時期に定期的に行っているとのことであるが、固定資産一覧表と現物との対応関係を明確にして管理する必要があるので、物品の処分時等に適時に行うようにする等手続きを見直す必要がある。

今回現物が確認できなかった物品の中にパソコンが含まれているが、その中に保存されていたデータも合わせて所在不明ということであり、情報管理の観点からも問題があると思われる。

(47) 高額な医療機械器具の未納品について（がんセンター）

平成16年10月に契約した装置（6,615千円）の一部が納品後に薬事法が改正された影響によりJIS規格に適合しないとの疑いを生じ、平成18年4月に業者に回収され、監査実施日現在も再納品されていない事例がある。購入時に必要性・使用可能性を十分に検討したうえで意思決定すべきであるとともに、未納品については、組織として現品確認と不明品の報告等、適切な対応を迅速に行い、一刻も早い納品を実現させるべきである。

意見**(48)人間ドック廃止等に伴う診療報酬収益の試算について（心臓血管センター）**

心臓血管センターの県立病院としての存在理由（心臓血管系の疾患の高度専門医療の実施・同分野における研究・研修や情報収集・発信機能を有した政策医療担当機関）と「人間ドック」を診療科目として開設していることとの不一致、「人間ドック」の対象者の60%が県庁、県警、学校関係者であるという患者偏在の事実、及び概略試算ながら1億円以上の機会収益が獲得できないでいる可能性のある現状を認識し、今後の「人間ドック」の在り方について廃止を含む再検討の余地があると思われる。

(49)総合リハビリ棟の低使用率・稼働率について（心臓血管センター）

主要な設備の利用率は以下のとおりであり、利用実態は極めて低い状況である。

B2階（エアロビクススタジオ＋トレーニングルーム等）

- ・ 全員（平成18年度平均利用実績44人/日）が一時に集中使用（想定最大混雑時）していても、利用者1名が畳25畳分を独占使用できる。
- ・ 36台ある自転車エルゴメーターは44人全員が利用したとしても1日1.2回しか利用されていない。

1階（講堂） 平成18年度利用実績 年間88回（うち65回が17時以降の使用）

日中は月2回程度しか使用されていないといえる。

国際的にも誇れる設備に対する投資責任の説明としても、それに相応しい活用ソフトを開発し使用率・稼働率を高めて行くことが必要である。

(50)体育館の管理上の問題について（心臓血管センター）

心臓血管センターの管理となっている体育館が敷地内に存在しているが病院事業の目的には使用されておらず、無償でセンター外のスポーツ愛好の任意団体等に使用を許諾している。病院で使用する目的がないのであれば、知事部局への移管や不足がちな駐車場用地としての整備等、有効利用を検討すべきである。

(51)購入したMRIの採算見込と実績について（心臓血管センター）

平成18年3月に「磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置（MRI）」を購入したが、購入時に作成した採算見込と大きくかけ離れている（平成18年度収益見込77,400千円に対して実績22,073千円。達成率28.5%）。購入時の使用見込の精度向上と採算見込の達成に向けた有効活用が望まれる。

(52)高額な医療機械器具の有効活用について（がんセンター）

購入後4年以内の高額な医療機械器具9台について試査により使用状況を確認したところ、3台が使用されない状態にあり、有効活用が望まれる。

No	品名	メーカー名	金額 (千円)	契約年月日	現況
	フィルム法解析 GA システム	社	7,665	H15.10.20	コンピュータが故障中である。新病棟に5月に引っ越して以来1度も使用していない。
	院外処方箋発行システム	B社	3,318	H15.12.12	院外処方に備え手書き伝票ではなく印刷伝票作成のため購入したが電子カルテを導入したため使用していない。
	超音波診断装置	C社	5,775	H16.2.3	外来診察用に電子カルテ対応可能な機種を購入したが、病棟に配置して非常時用として保管している。

(53)設置目的に対応した利用のできていない設備について（精神医療センター）

特別室使用の場合で、治療上の理由により差額室料を徴収しない割合が高い状況が続いている。設置目的に沿った利用が促進されるよう注力すべきである。

H19年2月、3月の特別室の利用状況

期間	有料利用率	無料利用率	利用率合計
H19.2	6.0%	67.1%	73.1%
H19.3	14.3%	65.7%	80.0%

(54)遊休固定資産（旧院長公舎跡地等）について（精神医療センター）

高崎市浜尻町の旧院長公舎跡地（1,983.47 m²、取得価額 1,500,000 円）が、現在更地となっており使用されていない。また病院建物のうち、西館2階のD病棟（2,520.73 m²）が平成17年4月より閉鎖して遊休の状態にある。

旧院長公舎については売却処分を、またD病棟については有効活用を検討すべきである。

6.たな卸資産管理について

監査結果（指摘事項）

(55)大量のたな卸差異について（小児医療センター）

実地たな卸について多数の差異が発生し、また原因分析も不十分である。差異の数量が多い薬品については、年1回の実地たな卸ではなく、毎月たな卸を行うA品目に指定替えや、日常の出庫処理を適時正確に実施し差異数量の減少に努めるとともに、差異の発生理由を明確にすべきである。

意見**(56)薬品等の実地たな卸範囲の拡大について（総務課・各病院共通）**

薬品に関する年度末の実地たな卸範囲は薬品倉庫だけであり、病院全体の薬品等が対象となっていない。貸借対照表に薬品等として計上される金額は病院全体の金額を反映すべきであること、及び、使用期限切れの薬品等の発生を未然に防止する等、薬品の管理上の観点からも、実地たな卸は原則として薬品倉庫だけではなく、病院全体を対象として行うことが望ましい。

(57)切手の管理について（精神医療センター）

切手の受払および在庫管理について、使用簿はあるものの受入(購入)および残高の管理がなされていない。受入(購入)および残高の記帳、管理を実施すべきである。

7 . IT 関連管理について**監査結果（指摘事項）****(58)個人所有のパーソナル・コンピューターの使用について（総務課・各病院共通）**

医師が医局の机上で使用しているパソコンは病院内の医療情報システムとは接続していないが医師の個人所有のものであり、病院の情報管理者の管理が及んでおらず、個人情報の保護の観点から問題である。公用の貸与パソコンを準備し医師に貸与するとともに、医師に運用管理規程を順守させるべきである。やむを得ず個人所有のパソコンを使用させる場合にも、規定の順守を徹底し、個人情報や医療情報の漏洩のないようにすべきである。

意見**(59)総合医療情報システムにおけるセキュリティー対策について(心臓血管センター)**

総合医療情報システムに関して年に一度実施すべき外部委託者に対するセキュリティー対策が実施されていない。

年に 1 回以上受けることとなっているシステムのセキュリティー監査が、行われていない。

規程を順守することが必要である。

(60)災害時、障害時のバックアップからの復旧テストについて（総務課・各病院共通）

障害や故障等によるデータ消失等に備え、診療情報に関するデータの、バックアップを取るようになってはいるが、復旧テストについては、群馬県のセキュリティー関係規程で実施することが規程されているにもかかわらず、規程化されていない。規程化しテストを実

施するのが望ましい。

8 . 平成 12 年度包括外部監査結果に対する改善措置と現状

平成 12 年度 指摘事項	平成 19 年度監査人の意見
<p>たな卸資産につき不足があることを発見した場合は、その原因及び現状を調査し、物品管理者に報告することになっているが、実施されていない。</p>	<p>薬品について大量のたな卸差異が発生しており原因分析が十分されていない事例が、小児医療センターで発生しており、指摘事項としている。</p>
<p>がんセンターにおいて、H12.6月分の国保・社保の報酬請求額で、過年度として会計処理されている中に当年度分が含まれていた。</p>	<p>改善が認められる。</p>
<p>精神医療センターにおいて、未収金の総勘定元帳の合計と未収金明細の合計は一致していたが、内訳の当年度、過年度区分は一致していなかった。</p>	<p>改善が認められる。</p>
<p>収益的収入として受け入れている負担金のうち、高度医療機器に関する企業債元利償還金の元本部分については、資本的収入の負担金とするのが妥当である。</p>	<p>訂正処理済。</p>
<p>精神医療センターにおいて、H12.6月の非常勤職員の報酬に係る源泉所得税の計算に際し、43人中3人に源泉徴収税額表の見誤りがあった。</p>	<p>訂正処理済。</p>

9 . (参考) 監査の結果<指摘>及び意見の件数

今回の包括外部監査の結果<指摘>と意見の件数は、次のとおりである。

区分	結果<指摘>	意見	合計
1 . 病院経営について	0	10	10
2 . 会計制度について	2	6	8
3 . 人事・人件費管理について	5	8	13
4 . 契約事務管理について	5	9	14
5 . 固定資産管理について	2	7	9
6 . たな卸資産管理について	1	2	3
7 . IT 関連管理について	1	2	3
合計	16	44	60